

地区委員

地区委員の制度

問い合わせ ▶ 協働推進係 TEL666-8911

町政の円滑な運営を図るために、各地区に『地区委員』を委嘱しています。

地区委員は地区民の互選によって推薦を受けた方です。町と住民の間の連絡を密にする役割を担っています。

ブロック	地区名（町内会）
中央	本町・駅前・仲町・大手町・弾正淵・下裏小路・東館・上裏小路・前小路・西館・前ノ内 西町・北ノ宿・上野・上宿・上田小路
東部	大門町1丁目・大門町2丁目・大門町3丁目・大門町4丁目・大門町5丁目・大門町6丁目 大門町7丁目・大門東光台
南部	長嶋1丁目・長嶋2丁目・長嶋3丁目・沢寺・田中・南町1丁目・南町2丁目・南町3丁目 田小路・鍛冶町・鍛冶町2丁目・新町1丁目・新町2丁目・新町3丁目・清水町・三河尻
北部	東町・東高橋・高橋1丁目・高橋2丁目・西高橋・芦沢
緑ヶ丘	緑ヶ丘2丁目・緑ヶ丘3丁目・緑ヶ丘4丁目・緑ヶ丘5丁目・緑ヶ丘6丁目
大寺	西之表・天神・橋本・学校前・久保・南組・北組・蓮台寺・熊沢・宿・上道・荒宿・杉下
中	東・中丸・前方・荒谷・相ノ沢・湯舟・面白遅根
作谷沢	大杉向・森向・沢下・館野・小針生・上芦沢・築沢東部・築沢中部・築沢西部・畑谷東部 畑谷中部・畑谷西部・畑谷南部・摂待・馬牽
相模	根際第1・根際第2・根際第3・根際第4・根際第5・根際第6・根際第7・根際第8 大塚第1・大塚第2・大塚第3・大塚第4・要害第1・要害第2・要害第3・下原
近江	近江1丁目・近江2丁目・近江3丁目・近江4丁目・近江5丁目・近江6丁目・近江7丁目 近江8丁目・近江9丁目

7

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

選挙

選挙

問い合わせ▶ 選挙管理委員会事務局 TEL667-1111

◆選挙権

日本国民で満18歳以上の方は、選挙権があります。しかし、選挙人名簿に登録されていなければ投票することができません。

町の住民基本台帳に、引き続き3カ月以上登録されている方を選挙人名簿へ登録します。

◆投票所の入場券

選挙権のある方には『投票入場券』をお届けします。投票の当日、指定された投票所にお持ちください。

入場券が投票日までに届かなかった場合や万一紛失した場合は、投票所で申し出てください。

◆期日前及び不在者投票

投票日に投票できない方は、前もって投票することができます。(期日前及び不在者投票)

病院などでも不在者投票をすることができます。

◆代理投票

投票用紙に記入できない方のために代理投票があります。係員に申し出てください。

あなたの投票所は		
投票区	投票所	地区名
1	山辺北部公民館	東町・東高橋・高橋1丁目・高橋2丁目・西高橋・芦沢
2	山辺町中央公民館	本町・駅前・仲町・大手町・弾正淵・下裏小路・東館・上裏小路前小路・西館・前ノ内・西町・北ノ宿・上野・上宿・上田小路
3	山辺町緑ヶ丘コミュニティセンター	緑ヶ丘2丁目・緑ヶ丘3丁目・緑ヶ丘4丁目・緑ヶ丘5丁目・緑ヶ丘6丁目
4	山辺南部公民館	長嶋1丁目・長嶋2丁目・長嶋3丁目・沢寺・田中・南町1丁目・南町2丁目・南町3丁目・田小路・鍛冶町・鍛冶町2丁目・新町1丁目・新町2丁目・新町3丁目・清水町・三河尻
5	山辺東部公民館	大門町1丁目・大門町2丁目・大門町3丁目・大門町4丁目・大門町5丁目・大門町6丁目・大門町7丁目・大門東光台
6	山辺町大寺公民館	西之表・天神・橋本・学校前・久保・南組・北組・鬼ノ目・蓮台寺・熊沢・宿・上道・荒宿・杉下・相ノ沢・メルヘン
7	山辺町役場中支所	東・中丸・前方・荒谷・湯舟・面白遅根
8	山辺町役場作谷沢支所	大杉向・森向・沢下・館野・小針生・築沢東部・築沢中部・築沢西部
9	畑谷公民館	上芦沢・畑谷東部・畑谷中部・畑谷西部・畑谷南部・摂待・馬牽
10	山辺町相模公民館	根際第1・根際第2・根際第3・根際第4・根際第5・根際第6・根際第7・根際第8・要害第1・要害第2・要害第3・下原
11	大塚自治公民館	大塚第1・大塚第2・大塚第3・大塚第4
12	山辺町近江公民館	近江1丁目・近江2丁目・近江3丁目・近江4丁目・近江5丁目・近江6丁目・近江7丁目・近江8丁目・近江9丁目・やまのべ荘

●投票時間／午前7時から午後7時まで

(ただし、第7投票区、第8投票区、第9投票区については、午前7時から午後6時まで)

議 会

議 会

問い合わせ ▶ 議会事務局 TEL667-1117

議会は町の各種施策を審議し、決定するためにあります。議会の本会議は、定例的に招集される定例会と、必要がある場合に随時招集される臨時会があり、自由に傍聴できます。

定例会は、毎年3月、6月、9月、12月の4回開催されます。定例会では、一般質問を含め、議会の権限に属する全てを審議します。

◆町議会の傍聴

町議会の本会議は、会期中いつでも傍聴できます。

※傍聴人の方へ

1. 傍聴人受付票に、住所・氏名・年齢を記入してください。
2. 定員は40名になっており、受付先着順で締切らせていただきます。ほかに車椅子用が3席あります。
3. 傍聴中は、せいじゆく静粛にお願いします。
4. 傍聴席での携帯電話やカメラ、録音機、ビデオの使用はできません。
5. 傍聴人の取り締まりに関し必要な規則が定められておりますので、これらに違反したときは退場していただくことがあります。

なお、本会議は町ホームページで議会中継録画をご覧くださいことができます。

◆請願・陳情

議会に対する請願・陳情は請願書、陳情書を提出することで誰にでもでき、請願書は議会で審議されます。

提出は次の要領で行ってください。

- ① 件名、内容、理由を記載のうえ、提出年月日、請願者の住所（法人の場合は所在地）を記載し、請願者（法人の場合はその名称を記載し、代表者）が署名または記名押印してください。
- ② 道路や河川など場所に関するものについては略図などを必ず添付し、その箇所が分かるようにしてください。

次の3点にご注意ください。

- 請願書には、その表紙に紹介議員の署名または記名押印が必要ですが、陳情書には紹介議員は必要ありません。
- 請願・陳情はいつでも受け付けておりますが、事務処理の都合がありますので、定例会開催日の14日前までに提出してください。
- 請願者の個人情報（住所・団体名・氏名）の適正な取り扱いのため、請願の提出時に「同意書」の提出をお願いします。詳しくは、町ホームページをご覧ください。か、議会事務局（tel 667-1117）までお問い合わせください。

まちづくり

総合計画

問い合わせ ▶ 総合戦略係 TEL666-8911

まちづくりの“指針”となる第5次山辺町総合計画では、「みんながつながる 協働のまち やまのべ～未来につなぐ自慢のまち～」を基本理念とし、「子育てと元気のまち」、「こだわりのものづくりのまち」、「協働と安全安心のまち」を大切にしながら基本目標の実現を目指しています。皆さんと行政による『協働のまちづくり』が基本となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

統 計

問い合わせ ▶ 情報統計係 TEL667-1110

統計調査はまちづくりの重要な基礎資料です。さまざまな問題を明確にし、最も効果的な対策を生み出していくために使われます。統計調査員がご家庭や事業所を訪問いたします。記入もれや記入方法に間違いがないようご注意の上、各種統計調査へのご協力をよろしくお願いします。統計の調査に重要な役割を果たす統計調査員を随時募集しています。

7

戸籍・登録
国民年金
税金

健康・福祉
国保
介護保険

ごみ・衛生
水道・防災
交通安全

土地・建物
道路・交通

農林水産業
商工業

保育・学校
スポーツ
文化

地区委員
選挙・議会
広報広聴

人材バンク

問い合わせ ▶ 協働推進係 TEL666-8911

さまざまな分野ですぐれた技術や知識をお持ちの方を登録し、その技能を地域活動に活かしていただくために、町が登録者と利用者の橋渡しをするのが『山辺町人材バンク』です。

利用申込みは

登録者を講師として利用したい方は、協働推進係へ申し込みください。

広報広聴

広 報

問い合わせ ▶ 情報統計係 TEL667-1110

皆さんと町をつなぐパイプ役となるのが広報やまのべおよびお知らせ版です。広報やまのべでは、町の施策を分かりやすく解説したり、町民の皆さんの取り組みを紹介したりしています。毎月15日に発行し、地区委員さんを通じて全世帯に配布しています。

お知らせ版には、町内の行事開催や各種情報などを掲載し、1月を除く毎月1日に発行。配布方法は広報やまのべと同じです。

要望など

問い合わせ ▶ 協働推進係 TEL 666-8911

町の施策や地域課題などについての要望、意見、提言がある場合、要望書などの書面でその内容を伝えることができます。なお、この要望書などの提出について、住民自治組織の場合はブロック協議会の構成区域にお願いしています。

提出要領は、議会に対する請願、陳情の要領①、②と同じです。(※47ページ上段右側参照)

広 聴

問い合わせ ▶ 協働推進係 TEL 666-8911

皆さんからの要請により、地域課題や町の施策、まちづくりへの提案などについて懇談する「町長と語る会」があります。開催を希望される場合は、希望日の1カ月前までに開催希望書をご提出ください。なお、開催が住民自治組織になる場合は、ブロック協議会の構成区域となります。(希望書は町ホームページから取得できます)

また、町長が町の施策について皆さんから広くご意見などをお聞きするのが「町政懇談会」です。開催するには町広報紙などでお知らせします。

この他、町へのメールや電話、手紙などでも皆さんからの声をお受けします。

